

# 回答書

令和2年4月7日

被通知人

愛知県名古屋市緑区滝ノ水2-1702-11  
多田 雅史 様

通知人

愛知県名古屋市天白区御前場町258  
医療法人社団 幹和会 おにだけ整形外科  
院長 鬼武 宏行

前略

早速ですが、以下の通りご通知させていただきます。

貴殿よりお送り頂きました令和2年4月3日付の内容証明郵便による損害賠償請求書、正に受領致しました。

このたびは多田様に不快な対応をしてしまい大変申し訳ございませんでした。

ご指摘にあります「同一日に、同一診療科の整形外科を受診できない」旨での受診受付をお断りした経緯を説明致しますと、確かに医科診療報酬点数表には同点についての記述はされておらず、当院でも同一日での診療は行っていました。しかしながら、保険者の解釈ではこれは重複および過剰診療に当たるため以後は気を付けるように指導を受けました。そのため緊急性の無い患者様に対しては、小生に相談の上で受診して頂くか判断をしておりました。

ただし、今回の多田様の対応に関して、事前にお電話で確認して頂いたにも拘わらずその情報を職員間で共有できていなかった事、来院された際に小生への報告・相談が無いままお断りした事など、一般的にもあるまじき対応であったと猛省する限りでございます。

今後このような事例が起これぬ様に指導を徹底致します。

また、多田様には余計な労力・時間を費やす事態になってしまい、重ね重ね大変申し訳ございませんでした。

なお、大変恐縮ではございますが、本件に対する回答につきましては、齟齬を生じるなどによってこれ以上の誤解やトラブルとならないよう、愛知県医師会・顧問弁護士に助言や指示を仰いだ上で、適切な回答をさせて頂きたいと考えております。

そのため、お送り頂いた書面には「受領後1週間以内に回答」と記載されており、このような事態に及んで誠に勝手なお願いとは存じますが、文書に関する相談・打ち合わせなどを行うため、どうぞ猶予を頂けますようお願い申し上げます。

草々